

介護保険料の改定

☎介護保険課 ☎・☎(582)1127 FAX(581)0203

介護保険制度では3年ごとに介護保険事業計画を策定し、第1号被保険者(65歳以上の被保険者)の介護保険料を定めています。令和6~8年度を計画期間とする第9期介護保険事業計画では、所得段階を国標準の13段階へ変更します。なお、第9期介護保険料基準額(月額)は第8期と同額の5,900円です。

第1号被保険者の保険料額は、6月に個別に郵送でお知らせします。

第8期(令和3~5年度)

所得段階(11段階)：基準額5,900円

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で世帯非課税 ・世帯非課税で課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.3	21,240円
第2段階	・世帯非課税で課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.5	35,400円
第3段階	・世帯非課税で課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人	基準額×0.7	49,560円
第4段階	・課税世帯の本人非課税で課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.9	63,720円
第5段階	・課税世帯の本人非課税で課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超の人	基準額	70,800円
第6段階	・本人課税で合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.2	84,960円
第7段階	・本人課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	基準額×1.3	92,040円
第8段階	・本人課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.5	106,200円
第9段階	・本人課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額×1.7	120,360円
第10段階	・本人課税で合計所得金額が400万円以上700万円未満の人	基準額×1.8	127,440円
第11段階	・本人課税で合計所得金額が700万円以上の人	基準額×1.9	134,520円

(改定)

第9期(令和6~8年度)

所得段階(13段階)：基準額5,900円

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で世帯非課税 ・世帯非課税で課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.285	20,178円
第2段階	・世帯非課税で課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.485	34,338円
第3段階	・世帯非課税で課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人	基準額×0.685	48,498円
第4段階	・課税世帯の本人非課税で課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.9	63,720円
第5段階	・課税世帯の本人非課税で課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超の人	基準額	70,800円
第6段階	・本人課税で合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.2	84,960円
第7段階	・本人課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	基準額×1.3	92,040円
第8段階	・本人課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.5	106,200円
第9段階	・本人課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額×1.7	120,360円
第10段階	・本人課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.9	134,520円
第11段階	・本人課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×2.1	148,680円
第12段階	・本人課税で合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	基準額×2.3	162,840円
第13段階	・本人課税で合計所得金額が700万円以上の人	基準額×2.4	169,920円

※その他の合計所得金額は、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を差し引いたものです。

一部の福祉用具の貸与・購入の選択制を導入

要介護認定などを受けた人の日常生活の自立を助けるための福祉用具の一部を介護保険給付の対象としています。福祉用具は貸与を原則とし、貸与になじまない性質のものは、購入費を保険給付(1~3割、限度額あり)の対象としています。

貸与とされていた固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉づえを除く)、多点杖は、令和6年4月から貸与か購入を選択できるようになりました。詳しくは、下記へ相談してください。

☎介護保険課 ☎・☎(582)1127 FAX(581)0203